# 本宮市 パートナーシップ・ファミリーシップ制度 ご利用の手引き



令和6年9月発行(第1版)



# 目 次

	はじめに	p2
1	パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは	p2
2	宣誓のできる方	рЗ
3	宣誓に必要な書類	р5
4	宣誓手続きの流れ	р6
5	その他の手続き	p8
6	証明書等の無効	p10
7	受けられる行政サービス	p10
8	よくある質問	p11

## はじめに

市民一人ひとりがお互いにかけがえのない個人として人権を尊重し、多様な生き方や、性の多様性を認め合い、誰も差別的な扱いを受けず、人生のパートナーと安心して暮らせる地域社会を実現するため、令和6年9月2日から本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しました。

この制度を通じて、市民や事業者の皆様に、多様な生き方や、性の多様性への理解の促進、差別や偏見の解消が図られ、平等であることが実感できる社会の実現を目指してまいります。

# 1 パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは

パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは、性別や性自認<sup>※1</sup>、性的指向<sup>※2</sup>にかかわらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束したお二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない同性のカップルや多様な性を持つカップル等のほか、事実婚の異性のカップルも利用することができます。また、宣誓する方に子・親(養子・養親を含む)がいらっしゃる場合、家族として併せて証明書等に氏名を記載することができます。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効力(婚姻や親族関係の形成、相続、 税の控除等)が発生するものではありませんが、誰もが大切なパートナーや家族と 共に、自分らしく暮らしていけるよう本宮市が応援するものです。

- ※1 性自認…自分の性別についての認識。心の性と身体の性が一致していない方もいます。 (身体は男性で自分を女性と認識している方、身体は女性で自分を男性と認識 している方など)また、男性、女性どちらにも該当しないと感じている方、自分の 性別がわからない方もいます。
- ※2 性的指向…どの性別の人を好きになるのかという感覚や傾向。異性を好きになる方、同性を好きになる方、両性とも好きになる方、両性とも好きにならない方もいます。

# 2 宣誓のできる方

## ■パートナーシップ制度

次のすべてに該当する方が対象です。

- 1. 双方が成年(18歳)に達している。
- 2. 住所について、次のいずれかに該当すること。 (単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情を除く)
  - (1)双方が市内に住所がある。
  - (2)一人が市内に住所を有し、かつ、もう一人が宣誓書を提出した日から2週間以内に市内への転入を予定している。
  - (3)二人が宣誓書を提出した日から2週間以内に市内への転入を予定している。
- 3. 双方に配偶者がいない。または、宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にない。
- 4. 宣誓者同士が近親者(民法第734条から第736条に定められている婚姻できない関係)でない。(p4 図1 参照)
  - ※パートナーシップ関係に基づき養子縁組をしている、またはしていたこと によりパートナーシップ関係に該当する場合を除く。

# ■ファミリーシップ制度

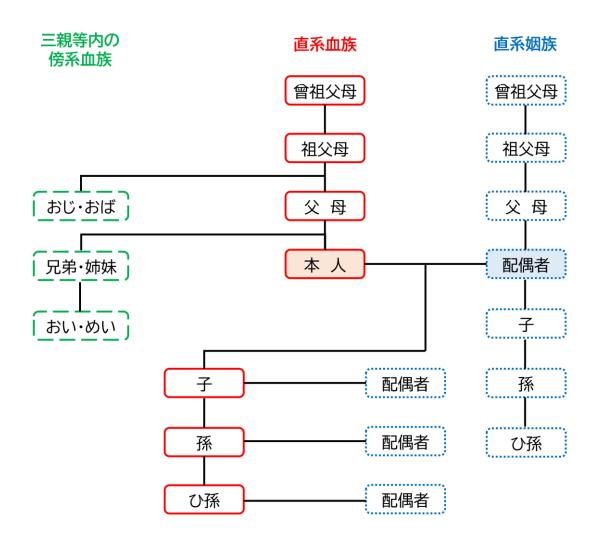
次のすべてに該当する方が対象です。

- 1. 市内に住所がある。または、宣誓書を提出した日から2週間以内に転入を予定している。(単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情を除く)
- 2. パートナーシップ関係にある方以外の方と、ファミリーシップの関係にない。
- 3. 満15歳以上の場合は、本人からの同意があること。
- 4. 未成年の子の場合は、パートナーシップ関係にある方の一方または双方と生計が同一であること。



# 図1

# ※民法が規定する婚姻できない関係の図 (直系血族又は三親等内の傍系血族、直系姻族)



# 3 宣誓に必要な書類

## ■パートナーシップ制度

- 1. 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号)」
- 2. 住民票の写し(3か月以内に発行されたもの)《氏名および現住所確認のため》 ※本市への転入を予定している場合は、その事実が確認できる転出証明書、賃貸契 約書の写し等の書類が必要です。また、転入した後は、その事実を確認するため、 転入して1か月以内に必ず住民票の写しを提出してください。
- 3. 戸籍謄本または戸籍抄本(3か月以内に発行されたもの) 《家族関係、配偶者がいないこと、および婚姻できない方同士でないことを証明 するため》
  - ※一方または双方が外国籍である場合は、外国の官憲の発行する婚姻要件具備証明書等、およびこの書類に係る日本語の翻訳文を提出してください。

#### 4. 顔写真付きの本人確認書類

(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、官公署が発行した免許証等) ※顔写真がない場合は健康保険証(資格確認書等)、国民年金手帳等2点以上の本 人確認書類を提出してください。

## ■ファミリーシップ制度(上記1~4に加えて必要な書類)

- 1.「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する同意書(様式第2号)」 ※満15歳以上の方のみ
- 2. パートナーシップの宣誓をする者のうち少なくとも一方と生計が同一であることを証する書類(健康保険証(資格確認書等)、児童手当に関する書類等) ※満15歳未満の方のみ

# ■通称名を使用する方(パートナーシップ宣誓者のみ)

宣誓証明書等の表示名に日常生活で使用している氏名(通称名)を希望される方は下記を提出してください。

- ○当該通称を使用していることを確認できる2点以上の書類 (勤務先の社員証、公共料金請求書、郵便物等)
- ■これらの他、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

# 4 宣誓手続きの流れ

#### 1. 宣誓の要件の確認・必要書類の準備

宣誓の要件を確認の上、前項(p5)の必要書類を準備してください。

#### 2. 宣誓日の予約

宣誓は、原則として市役所の窓口への来庁をお願いしており、事前予約制としています。(個室を準備するなど、プライバシーに配慮するため)

宣誓希望日時が決まりましたら、電話またはメールで窓口まで予約してください。 【予約時に必要な事項】

(1)宣誓される方の氏名 (2)住所 (3)電話番号 (4)宣誓希望日時

※メールの場合は上記事項を記載してください。原則メールにて回答(返信)します。

## 3. 宣誓日の来庁・必要書類提出

予約した日時に、必要書類を持参の上、**パートナーシップを宣誓されるお二人で**窓口までお越しください。宣誓時に職員が本人確認を行い、宣誓の要件と必要書類を満たしているか確認します。

- ※やむを得ない事情で来庁が難しい場合は、パートナーシップを宣誓されるお一人で の手続きも可能です。
- ※お一人での手続きの場合、来庁されなかった該当の方へ、宣誓書を受理したことを 通知します。
- ※代理人による手続きはできません。

#### 4. 証明書等の交付(即日交付)

宣誓書の提出後、証明書(図2参照)と証明カード(図3参照)を交付します。

※宣誓書の提出から交付まで1時間程度お時間をいただきます。

(お時間がない場合はご相談ください。)

※必要書類が不足している場合などは即日交付できない場合があります。

#### 【扫当·予約窓口】

本宮市 市民部 生活環境課

所在:本宮市本宮字万世 212 番地 電話番号:0243-24-5361(直通)

メール:kouryuu@city.motomiya.lg.jp

予約受付・窓口開庁時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

- ※メールでの宣誓日予約は24時間受付けますが、回答(返信)は上記時間内になります。
- ※事前相談の場合は予約不要で、随時受付しています。

# 図2

### (表面)

#### 様式第3号(第6条関係) 本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓証明書 【パートナーシップ宣誓者】 様 様 年 月 日生 年 月 日生 【ファミリーシップ対象者】 様 様 年 月 日生 年 月 日生 様 様 年 月 日生 年 月 日生 宣誓日 年 月 日 本宮市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱第6条第1項に基づき、 パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をされたことを証します。 年 月 日 本宮市長

## (裏面)

#### この証明書の提示を受けられた皆様へ この証明書は、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、お互いを人生のパートナー(家族)として認め合 い、日常生活において相互に協力しながら、継続的に支え合う関係であることを宣誓され たことを、本宮市として証明するものです。 この制度は、法的効力を有するものではありませんが、制度利用者から提示を受けられ た方は、その趣旨をご理解くださいますようお願いします。また、本制度利用者のブライ バシーの保護につきましても、十分にご配慮いただきますようお願いします。

#### [パートナーシップ・ファミリーシップ制度利用者へ]

- この証明書は、本宣市バートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要順(以下「要縮」という。)の趣旨に従って取り扱ってください。なお、この証明書は法的効力を有するものではあり ませんので十分にご理解ください。 2. 次の場合は、証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)を市に返還してください。
- (1) パートナーシップを解消したとき。(2) 一方が亡くなられたとき。
- (3) 一方又は双方が市外へ転出したとき(単身赴任、施設入所等のやむを得ない事情により一時 的に転出する場合を除く)。
- 3. 次の場合は、宣誓を無効とし、証明書等を返還してもらいます。 (1)宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓者が要綱第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が転入予定として宣誓した場合、転入日から1箇月を経過しても、転 入を証明する書類を提出しないとき。
- (4) 証明書等の不正利用(複製、改ざん等を含む。)、濫用、又は公序良俗に反する使用が発覚 したとき。

【証明書等に通称名を使用してい	る場合】
以下に、戸籍上の氏名(外国人) 氏名)を記載します。	等にあっては、旅券又は在留カード等に記載されている
[宣誓者]	[宣誓者]
[通称名]	[通称名]
r=== 1 = = = = 1	5-4-1-5-43

## 図3

## (表面)

#### (裏面)

本宮	市バ-		-シップ 誓証明プ		ミリー	シップ	1
本宮市 バー 第6条第13 されたことを	Rに基づ	5. K-					
宣誓日	年	月	日				
本人		T		パートナ	7		
年	月	日生		年	月	日生	
年	月	В	本宮市長				-

/アミリー: #柄:	シップ対象者(家族 氏名:	ODDANI (	Œ	В	日生)
李析:	氏名:	(	狂	Я	日生)
	氏名:	(	莲	A	日生)
藝術:	氏名:	(	年	A	日生)

# 5 その他の手続き

#### 1. 届出事項の変更

- 次のいずれかに該当する場合は、市の窓口での変更手続きが必要になります。手続き後、新しい証明書等を交付します。
- ※原則として、パートナーシップ宣誓者のどちらかお一人が(ファミリーシップ宣誓者の場合はそのご本人も)お越しください。
- ※お一人での手続きの場合、来庁されなかった該当の方へ、届出を受理したことを 通知します。
- ※代理人による手続きはできません。

#### 【変更手続きが必要な例】

- (1)氏名の変更
- (2)通称名の変更
- (3) 住所の変更※
- (4)ファミリーシップ対象者を新たに追加
- (5)ファミリーシップ対象者の削除(子の場合、満15歳以上に限る)
- ※宣誓証明書等には住所欄がないため、住所変更の場合には新しい証明書等の交付は ありませんが、制度所管課において届出者の状況把握のため、届出をお願いします。

#### 【必要書類】

#### (1)氏名の変更

- ①「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第6号)」
- ②交付を受けた証明書および証明カード
- ③住民票の写しまたは戸籍抄本

#### (2)通称名の変更

- ①「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第6号)」
- ②交付を受けた証明書および証明カード
- ③当該通称を使用していることを確認できる2点以上の書類

#### (3) 住所の変更

- ①「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第6号)」 ②住民票の写し
- (4)ファミリーシップ対象者を新たに追加
  - ①「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載事項変更届(様式第6号)」
  - ②交付を受けた証明書および証明カード
  - ③対象者の戸籍抄本、同意書(子の場合、生計同一の確認書類)

- (5)ファミリーシップ対象者の削除(子の場合、満15歳以上に限る)
  - ①「パートナーシップ・ファミリーシップに関する申立書(様式第9号)」
  - ②交付を受けた証明書および証明カード

## 2. 証明書等の再交付

証明書等の紛失や、き損・汚損等をした場合は、再発行することができます。 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第7号)」 を市の窓口に提出してください。

- ※原則として、パートナーシップ宣誓者のどちらかお一人がお越しください。
- ※代理人による手続きはできません。

#### 3. 証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合は、市の窓口にて証明書等の返還手続きが必要です。返還をすると、ファミリーシップ制度に該当する方も含めた全員が制度取消となります。

- ※原則として、パートナーシップ宣誓者のどちらかお一人がお越しください。
- ※お一人での手続きの場合、来庁されなかった該当の方へ、届出を受理したことを 通知します。
- ※代理人による手続きはできません。

#### 【返還が必要な例】

- (1)パートナーシップが解消されたとき
- (2)一方(パートナー)が死亡したとき
- (3)一方(パートナー)または双方が市外に転出したとき (単身赴任、施設入所等の一時的な転出を除く)
- (4)その他宣誓の要件に該当しなくなったとき

#### 【必要書類】

- (1)「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第8号)」
- (2)交付を受けた証明書および証明カード

# 6 証明書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、証明書等は無効となります。

- 1. 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- 2. 宣誓者が宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3. 宣誓者の一方または双方が転入予定として宣誓した場合、転入日から 1 か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき。
- 4. 証明書等の不正利用(複製、改ざん等を含む。)、濫用、または公序良俗に反する使用が発覚したとき。
- ※無効となった場合、証明書、証明カードを返還してください。
- ※無効とした証明書等の交付番号は市のホームページ等で公表いたします。

# 7 受けられる行政サービス

証明書等の提示により利用できる行政サービスについては、市のホームページをご覧ください。変更・追加があった場合は、随時更新します。



# 8 よくある質問

## Q1. 婚姻制度とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の違いは何ですか。 A1

婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除など様々な権利・義務が生じます。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、市の要綱に基づくもので、法的な効果は発生しません。また、宣誓をおこなうことにより戸籍等の記載は変わりません。(パートナーシップ関係にある方の住民票が同一の場合は、「同居人」を「縁故者」に変更することができます。)

#### Q2. なぜ制度を導入するのですか。

#### A2.

本宮市は、市民一人ひとりが尊重され、パートナーや家族と安心して暮らせる社会を目指しています。現行の婚姻制度を利用できず、不便さや生きづらさを抱えている方々の気持ちを受け止め、多様な生き方を認め合う社会づくりを図るため、この制度を導入します。

## Q3.宣誓ができるのは同性のカップルだけですか。

#### АЗ.

宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。同性のカップルの方だけでなく、様々な事情により婚姻が叶わない異性のカップル(事実婚)・トランスジェンダーなどの方々も対象です。

#### Q4.同居していなくても宣誓できますか。

#### A4.

かならずしも同居していなくても、宣誓できます。ただし、双方が、市内に住所を有している、または、宣誓日から2週間以内に市内への転入を予定している必要があります。

#### Q5. 子どもや親も対象とするのはなぜですか。

#### A5.

婚姻のできない二人が、その関係性を説明しがたい場面で、説明をスムーズに 行うことができるように、希望に応じ証明カード等に子どもや親の氏名も記載し、 ファミリーシップの関係であることを証明するためです。

たとえば、市営住宅の入居手続きなどをパートナーが行う場合などが考えられます。

# Q6. 子どもや親の承諾はどのようにとるのですか。

A6.

家族で十分相談していただいたうえで、満15歳以上の方については、自署の同意書をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合は、本人からの申し立てにより可能です。(満15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。)

## Q7. 外国籍の人でも宣誓できますか。

A7.

外国籍の方も宣誓を行うことができます。外国籍の方の場合は、宣誓に必要な 書類として、大使館などが発行する配偶者がいないことが確認できる書類(婚姻要件具備証明書など)に、日本語訳を添付してご提出ください。

# Q8. 外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。

A8.

日本では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。

## Q9. 証明書等に通称名は使用できますか。

A9.

使用できます。使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類(勤務先の社員証、公共料金請求書、郵送物等)の提出が必要です。なお、証明書、証明カードの裏面には、戸籍名を記載します。

## Q10. 宣誓書や同意書などの書類はどこで手に入れることができますか。 A10.

市ホームページからダウンロードいただくか、市の窓口でお渡しできます。



#### Q11. 宣誓やその他の手続きに費用はかかりますか。

A11.

費用はかかりません。また、証明書および証明カードの交付も無料です。 ただし、必要な添付書類(住民票や戸籍抄本等)の交付手数料や、宣誓場所まで の交通費などは自己負担となります。

#### Q12. 証明書や証明カードはすぐもらえますか。

A12.

宣誓に係る書類一式を確認の上、要件に適合していると認められる場合は、原則、即日交付します。なお、即日交付の場合でも、内容確認のために1時間程度の時間を要しますので、ご了承ください。

## Q13. 郵送やオンラインでの宣誓やその他の手続きはできますか。 A13.

郵送やオンラインでの手続きはできません。

Q14. 証明書や証明カードに有効期限はありますか。

A14.

有効期限はありません。

Q15. 代理人による宣誓やその他の手続きはできますか。 A15.

代理人による宣誓やその他の手続きはできません。

Q16. 転出先で本宮市の証明書等を引き続き使用できますか。 A16.

この制度は、自治体ごとに定めているため、転出先で本宮市の証明書等を引き 続き使用することはできません。転出先でパートナーシップ制度等を実施してい る場合は、改めて手続きが必要になります。 Q17. 福島県の行政サービスを受ける場合、本宮市の証明書等は使用できますか。 A17.

県の窓口に本宮市の証明書等を提示することで、県の行政サービスが受けられる場合があります。

▼詳しくは、県のホームページをご覧ください。

「福島県パートナーシップ制度」を開始します。(福島県ホームページ)
<a href="https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/partnershi">https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16005c/partnershi</a>
<a href="p-seido-kaishi.html">p-seido-kaishi.html</a>



Q18. 交付された宣誓証明書等は、公的な本人確認書類として使用できますか。 A18.

公的な本人確認書類としては使用できません。この制度は、二人が互いにパートナーの関係であること、子どもや親と家族関係にあることを宣誓し、市がその事実を証明するものです。

Q19. 養子縁組をしているとパートナーシップの宣誓はできませんか。 A19.

パートナーシップ宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓できます。ただし、養子縁組をする前も近親者であった場合は宣誓できません。

Q20. 結婚した場合は宣誓証明書等を返還しなければならないですか。 A20.

婚姻届を提出した場合は、宣誓要件に合致しなくなるため、返還届を提出し、 証明書等を返還してください。

Q21. 市内で転居するときは何か手続きが必要ですか。 A21.

住居の現況が変わるため、届出事項の変更手続きをしてください。

#### Q22. プライバシーは守られますか。

#### A22.

市職員にはプライバシーについて守秘義務が課されており、アウティング(第三者への暴露)がないよう、厳正に個人情報を保護いたします。また、宣誓される方のプライバシー保護の観点から、個室をご用意いたします。

## Q23. 両親や友人にもカミングアウトしていません、宣誓できますか。 A23.

周囲の人にカミングアウトしていなくても宣誓できます。なお、秘密は厳守します。

## Q24. なりすましなどの悪用をされませんか。

### A24.

住民票や戸籍抄本、顔写真入りの本人確認書類等の提出を求めることで、なり すまし等の悪用を防止します。万が一、悪用が判明した場合には、証明書等を無 効にするほか、無効となった交付番号をホームページ等で公表します。

その他、ご不明な点やお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

# 【お問い合わせ】

本宮市 市民部 生活環境課 地域交流係 〒969-1192 本宮市本宮字万世212番地 (TEL) 0243-24-5361 (E-Mail) kouryuu@city.motomiya.lg.jp